

平成28年度特別区一般廃棄物処理業能力認定試験

処分業 問題用紙

受験上の注意

- 受験番号と氏名を解答用紙に記入してください。
 - 受験番号を解答用紙(マークシート)にマークしてください。
 - 解答用紙の「記入上の注意」をよく読んでからとりかかってください。
 - 出題形式は択一方式と記述方式で、あわせて50問出題されています。
 - どの問題も正解は一つです。
 - 択一方式での解答の際は、各問の正解と思われるものを選択肢1.～5.の中から選び、解答用紙(マークシート)にあらかじめ印刷された解答欄の〔1〕～〔5〕の番号のうち、該当する番号にマークして解答してください。
 - 記述方式での解答の際は、各問の正解と思われる語句を解答用紙の裏面に印刷された解答欄にかい書で正確に記入して下さい。
 - 問題の中で、法令等の名称を次のとおりに略しています。

○「廃掃法」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○「政令」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
○「環境省令」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
○「条例」	各区の廃棄物処理条例
○「規則」	各区の廃棄物処理規則
○「清掃一組」	東京二十三区清掃一部事務組合
○「清掃一組処理施設」	23区内の清掃工場、中防処理施設、品川清掃作業所
○「指定処理施設」	清掃一組処理施設及び東京都最終処分場
○「許可区」	許可を受けている区
○「清掃協議会」	東京二十三区清掃協議会
- ※その他、各種法令で規定する用語の定義は、この問題においても同様に使用しています。
- “不正行為”又は“不正とみなされる行為”は絶対にしないでください。
- 終了時間になりましたら、「終了」の指示をしますので、その指示がありましたら直ちに筆記用具を机の上に置き、指示に従ってください。

【問1】（分野1）廃棄物の分類に関する下記のA～Eの記述のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 動物園から排出されるめん羊のふん尿は事業系一般廃棄物に分類される。
- B. リース後に排出される木製家具は産業廃棄物に分類される。
- C. 魚市場から排出される魚のあらは事業系一般廃棄物に分類される。
- D. 貨物の流通のために使用したパレットは産業廃棄物に分類される。
- E. 衣類縫製工場から排出される天然繊維の端切れは事業系一般廃棄物に分類される。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問2】（分野1）東京都、清掃一組、清掃協議会及び各区の一般廃棄物清掃事業における役割分担に関する下記のA～Eの記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 分別収集計画の策定は各区の役割である。
- B. 一般廃棄物処理計画の策定は東京都の役割である。
- C. 雇い上げ車両関係事務は各区の役割である。
- D. 一般廃棄物処理施設の設置の許可は各区の役割である。
- E. 最終処分場の管理は清掃一組の役割である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問3】（分野1）環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて、当該認定に係る一般廃棄物の収集、運搬、処分を業として行う場合、いわゆる広域処理に係る特例が適用され、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。ここでいう「環境省令で定める一般廃棄物」として下記のA～Eの記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 廃FRP船
- B. 廃火薬類
- C. 廃幼児用補助装置
- D. 廃乳母車
- E. 廃自転車

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問4】（分野1）特別区において一般廃棄物処理業の許可の対象となる事業系一般廃棄物である「許可対象廃棄物」に関する下記のA～Eの記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 許可対象廃棄物は7種類に分類され、その種類ごとに許可される。
- B. 分類「普通ごみ」には、弁当がらや、粗大ごみ形状の転居廃棄物などが含まれる。
- C. 分類「医療廃棄物」「動物死体」の許可は、焼却処理施設等の処理ルートを持った処理業者に限られる。
- D. しとは、水再生センター等で貯留槽等の水面に浮かんでいるかすのことである。
- E. 分類「汚でい」には、動物のふん尿が含まれる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問5】（分野1）法令により、一般廃棄物処理業の許可を要しないとする廃掃法の特例を定めている場合がある。下記のA～Eの記述のうち該当するものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
- B. 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- C. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- D. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- E. 特定家庭用機器再商品化法

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問6】（分野1）廃掃法第7条に規定する一般廃棄物処分業の欠格条項に関する下記のA～Eの記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）
- B. 水質汚濁防止法に基づく処分の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた者
- C. 廃掃法の規定により許可を取り消された者
- D. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- E. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった者

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 7】（分野 1）特別区における一般廃棄物処分業の許可基準に関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- B. 更新許可の申請者が法人である場合には、その代表者又は役員（監査役及び監事を除く。）が、区長が別に定める講習会を修了していること。
- C. 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- D. 一日あたりの処理能力が 5 トン以上（焼却施設にあつては、1 時間あたりの処理能力が 200 キログラム以上又は火格子面積が 0.5 平方メートル以上）のごみ処理施設の場合には、東京都知事の許可を受けていること。
- E. 申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 8】（分野 1）環境省令第 1 条の 7 に定める一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造に関する下記の A～E の記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。
なお、ここでの「燃焼ガス」とは「燃焼室において発生するガス」である。

- A. 空気の通風を防ぐ構造であること。
- B. 燃焼室から排出された燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- C. 空気取入口以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- D. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気に開放された状態で、定量ずつ廃棄物を投入することができるものであること。
- E. 燃焼に必要な空気の温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 9】（分野 1）特別区における一般廃棄物処理のしくみに関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 事業系一般廃棄物はすべて事業者処理で処理され、各区が処理する公共の処理となることはない。
- B. 家庭廃棄物は、各区が計画に基づき処理する公共処理のルートで処理される。
- C. 事業者処理は、事業者が自ら処理する自己処理か、処理業者に委託しての処理かのいずれかになる。
- D. 事業者処理される事業系一般廃棄物のうち、処理業者に委託されるものについては、業を行う区における一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可が必要となる。
- E. 事業者処理される事業系一般廃棄物は、排出事業者の業種によって指定処理施設に搬入することができる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 10】（分野 1）環境省令第 1 条の 7 の 2 に定める一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造に関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- B. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、熱分解室内への空気の流入を維持することにより、廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
- C. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理することができるものであること。
- D. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。（圧力については、加圧もしくは減圧を行う場合。）
- E. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、処理に伴って生じた残さを排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに固化できるものであること。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 1 1】（分野 1）環境大臣が定める熱分解の方法（平成 1 7 年 1 月 1 2 日環境省告示第 1 号）の定義になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

- ① 排出口以外から処理に伴って生じた（ア）が排出されないように熱分解を行うこと。
- ② 排出口から処理に伴って生じた（イ）が飛散しないように熱分解を行うこと。
- ③ 処理に伴って生じた（ア）のうち（ウ）として回収されない（ア）を燃焼させる場合にあっては、排出口から火炎又は日本工業規格 D 8 0 0 4 に定める汚染度が 2 5 % を超える黒煙が排出されないようにすること。
- ④ 処理に伴って生じた（ア）を（エ）の保全上支障が出ないように処理した後、排出すること。

【問 1 2】（分野 1）環境大臣が定める感染性一般廃棄物の処分又は再生の方法（平成 4 年厚生省告示第 1 9 4 号）の定義になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

- ① （ア）設備を用いて（ア）する方法
- ② （イ）設備を用いて（イ）する方法
- ③ 高圧蒸気（ウ）装置又は乾熱（ウ）装置を用いて（ウ）する方法
- ④ 肝炎ウィルスに有効な薬剤又は加熱による方法で（エ）する方法
（以下略）

【問 1 3】（分野 1）一般廃棄物処理業を行うにあたって遵守すべき事項になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

- ① 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に（ア）しないこと。
 - ② （イ）をもって、他人にその営業をさせないこと。
 - ③ （ウ）を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
 - ④ （ウ）を事務所又は事業所に備え置いて、許可の内容が明らかになるようにしておき、
（エ）時等には、速やかに確認できるようにしておくこと。
- （以下略）

【問 1 4】（分野 1）一般廃棄物処理業者が一般廃棄物の処理に際し、各区及び清掃一組が条例で定める手数料の額を超えて処理料金を受け取るとは、法律で禁止されている。条例で定める廃棄物処理手数料（消費税を含む。）の記述になるように、に入る金額を解答欄に記入しなさい。なお記入に際しては「〇円〇銭」という形で記入すること。

条例

区 分	手 数 料
事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）を排出する事業者	1 キログラムにつき、 （ア）
区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1 キログラムにつき、 （イ）

清掃一組の廃棄物処理条例第 9 条関係別表

区 分	手 数 料
事業系一般廃棄物（し尿を除く。）を処理施設に運搬した者	1 キログラムにつき、 （ウ）
転居廃棄物（粗大ごみの形状のものに限る。）を処理施設に運搬した者	1 キログラムにつき、 （エ）

【問 1 5】（分野 1）一般廃棄物処分業（埋立処分を除く。）の許可基準のうち、「施設に係る基準」の事項になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

- ① （ア）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（（ア）を除く。）、（イ）その他の処理施設を有すること。
- ② その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- ③ 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に（ウ）し、並びに（エ）が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

【問 1 6】（分野 2）特別区における一般廃棄物処分業の新規許可手続きに関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 新規許可申請に要する能力認定試験の合格証の効力は、1 年間（合格した日から翌年の同日まで）である。
- B. 新規許可申請書とその添付書類は、許可を得ようとする区の数だけ作成し、清掃協議会に提出する。
- C. 新規許可取得後 2 年間は、清掃協議会で別に定める研修報告書を清掃協議会に提出する。
- D. いずれかの区で収集運搬業の許可を有する者が、新たに別の区の処分業の許可の申請をするとき、能力認定試験は免除される。
- E. 新規許可申請には、運搬先を証明できる書類が必要である。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 17】（分野 2）特別区における一般廃棄物処分業の更新許可手続きに関する記述である。下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 更新許可申請の際、「添付書類省略申出書」の該当欄に○印を付ければ、「処理施設に関する書類」は添付を省略することができる。
- B. 法人の場合「欠格条項に該当しない者である旨の誓約書」は、役員（監査役を除く。）や政令第 4 条の 7 で定める使用人について記入し、提出する。
- C. 更新許可申請の際に添付する施設・設備の写真は、申請前 3 か月以内に撮影されたものを使用しなければならない。
- D. 更新許可申請が認められ、新しい許可証が交付された場合は、旧許可証は必ず破棄する。
- E. 更新許可申請に当たっては、許可期間中に実施される区長が指定する講習会を二年毎に修了していることが必要である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 18】（分野 2）特別区における一般廃棄物処分業の手続きに関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 1 部の届出書および添付書類で、複数区分を同時に届出することができる。
- B. 処分業の新規許可申請手数料は一区につき 1 万円である。
- C. 処分業で新規許可申請をする場合、事前に東京都や施設を設置する区への必要な届出や申請、必要な資格等がある。
- D. 許可期間満了時に許可を更新しない場合でも、業の廃止届を提出しなければならない。
- E. 一般廃棄物の「汚でい」の処分業については、現在、新規許可を行っていない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 19】(分野2) 以下のA～Eは、特別区における一般廃棄物処分業の作業台帳の記入方法に関する項目である。作業台帳へ記入すべき項目として正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 受入年月日又は処分年月日
- B. 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量
- C. 処分した場合には、処分方法ごとの処分量
- D. 処分（埋立処分を除く。）後の一般廃棄物の持出先ごとの持出量
- E. 処分料金

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 20】(分野2) 特別区における一般廃棄物処分業の作業台帳の遵守事項に関する下記のA～Eの記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 作業台帳は、区ごとの処理（受入）量を把握するために作成するものである。
- B. 作業台帳は毎月10日締め、1年ごとに閉鎖すること。
- C. 作業台帳は閉鎖後5年間、事業場ごとに保存しなければならない。
- D. 作業台帳は、受入先ごとに作成する。
- E. 複数区の混載されたごみを受け入れた場合は、排出場所ごとの数量を把握しておくこと。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 2 1】（分野 2）特別区における一般廃棄物処分業の許可申請に関する下記の A～E の記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 1 区のみ申請する場合でも、複数区申請する場合でも、手数料の総額は変わらない。
- B. 更新許可申請をおこなう際は、許可期間が満了する日の 2 か月前までに必要書類を揃えて提出しなければならない。
- C. 許可申請に際して手数料を納付する時は、清掃協議会の窓口で渡される納付書により、申請書を提出する日の 1 週間前以内に金融機関で納付する。
- D. 申請書類等に添付する写真は、必要とする内容が鮮明に印刷されていれば、白黒でもよい。
- E. 廃棄物の処分の区別または処分の方法を変更しようとするときは、変更承認申請を行う。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 2 2】（分野 2）特別区における一般廃棄物処理業の許可申請に関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 処理業の許可を受けている有限会社が株式会社に組織変更し、従前と全く同じ内容の処理業を行おうとする場合、新たな許可をとる必要はない。
- B. 処理業の許可を取得してから 5 年を経過している個人が発起人として会社を設立し、その代表者となった法人が、当該個人と同一の業を継続する場合、新たな許可をとる必要はない。
- C. 処理業の許可を受けている会社が新たに別会社を作り、従前と全く同じ内容の処理業を行おうとする場合、新たな許可をとる必要はない。
- D. 変更許可申請が認められた場合、変更許可後の許可期間は、申請が認められた日から 2 年となる。
- E. 処理業の許可を受けている会社が処理業の許可を受けていない会社を吸収合併する場合、新たな許可を取る必要はない。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 2 3】（分野 2）特別区における一般廃棄物処分業の申請・届出に関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 登録印鑑を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更承認申請が必要である。
- B. 代表者の氏名を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更承認申請が必要である。
- C. 処分の方法を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更許可申請の手続きが必要である。
- D. 処分先を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更許可申請の手続きが必要である。
- E. 処理施設を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に、変更許可申請の手続きが必要である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 2 4】（分野 2）特別区における一般廃棄物処分業の申請・届出に関する下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 新規許可申請が受理された場合、許可日は、原則として申請が受理された月の翌々月の 1 日となる。
- B. 現在処分の業を行っている区の許可の更新を行う場合は、許可の期間が満了する日の 1 月前までに、更新許可申請の手続きが必要である。
- C. 取り扱う一般廃棄物の種類が増加した場合は、事前相談のうえ変更前に、変更承認申請の手続きが必要である。
- D. 作業計画を変更する場合は、事前相談のうえ変更前に変更承認申請の手続きが必要である。
- E. 欠格要件に該当した場合、欠格要件に該当後 10 日以内に、欠格要件に係る届出の手続きが必要である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問25】（分野2）特別区における一般廃棄物処分業の実績報告書に関する下記のA～Eの記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。
- B. 取り扱う一般廃棄物の種類が「汚でい」の許可を受けている場合は、実績報告書の作成にあたって、汚でいの種類ごとに集計・作成が必要である。
- C. 実績がない場合は提出する必要はない。
- D. 実績報告書に記載する処理量の、1 t（トン）あるいは1 kℓ未満の端数は、小数第3位以下を四捨五入して小数第2位までとする。
- E. 処分業の場合、区の清掃事業主管部署からの行政委託事等により処理したものは除く。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問26】（分野2）以下の表は、一般廃棄物処分業許可申請書に記載する項目についてまとめた表である。表中の□に入る語句を解答欄に記入しなさい。

・取り扱う一般廃棄物の種類
・処分の□（ア）
・処分（最終処分を除く。）又は最終処分の区別
・処分（最終処分を除く。）の場合は、□（イ）
・主たる事務所以外の事務所及び事業場の名称及び所在地
・一般廃棄物処理施設の種類、数量、設置場所及び□（ウ）（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積および埋立容量をいう。）
・従業員数
・作業計画

【問 2 7】(分野 2) 以下の文章の に入る語句を解答欄に記入しなさい。

特別区内において一般廃棄物の処理を行った場合は、法や規則の規定により処理に関する実績について、許可区の区長へ報告しなければならない。

一般廃棄物 (ア) 実績報告書は、処分施設ごとにその施設で受け入れた全量の集計を行い、 (イ) ごとに 1 部作成し、押印のうえ、提出する。

区別一般廃棄物 (ア) 量実績調査票は許可業者が処分施設ごとに、排出場所の所在区ごと、月ごとに集計し、「民間」の欄の (ウ) 所在区の欄に記入する。

【問 2 8】(分野 2) 以下の表は、一般廃棄物処分業の実績報告書作成についてまとめた表である。処理区分について表中の に入る語句を解答欄に記入しなさい。

処分業の処理区分

収集・運搬料搬入先内訳 (処分業にあっては処分先内訳)					(E) 焼却残さ物 等の排出量	焼却残さ物等の 搬入先別内訳		
(C) 自己施設 (施設所在区の許可を受けている施設)						(F) + (G) の排出量	(F)	(G)
(ア)	(イ)	その他						
現在の許可業者で該当する事例はありません	紙くず・厨芥 木くず 動物死体 医療廃棄物	肥飼料化	(ウ)	分 解	(F) + (G) の排出量		紙くず、木くず類については、 焼却。 焼却残灰・汚でいについては、 埋立、分解等。	
		厨 木 芥 く ず	木くず	汚でい				

※ (F)・(G) については、「埋立」「分解」等搬入先における処分方法を記入し、処分方法別に排出量を記入してください。

【問 29】（分野 2）一般廃棄物処分量の許可申請に係る添付書類について、以下の文章の
□に入る語句を解答欄に記入しなさい。

経理的基礎を証明する書類として、法人の場合、□（ア）、□（イ）、株主資本等変動計算書、□（ウ）、□（エ）納税証明書を提出する。

【問 30】（分野 2）以下の文章①～④は、特別区における一般廃棄物処理実績報告書の作成手順である。文章中の□に入る語句を解答欄に記入しなさい。

- ① 処理施設ごとに、その施設で受け入れた一般廃棄物全量について記入する。
- ② 搬入先の自己施設の欄に、その施設の□（ア）ごと、月ごとに処理量を記入する。
- ③ 処分後の□（イ）の処理については、焼却□（イ）等の□（ウ）及びその内訳へ数値を記入する。
- ④ 記入した数値は、必ず検算する。

【問3 1】(分野3) 特別区における行政指導・処分等に関する下記のA～Eの記述のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 事業に使用する施設又は能力が許可の基準に適合しなくなったとき、区長は期間を定めて事業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。
- B. 法令に定められた基準に適合しない処分により生活環境の保全上支障が生じ、または生じる恐れがある場合、区長は当該処分を行った者に対し、期限を定めてその支障の除去又は発生の防止のために必要な処置を命ずることができる。
- C. 区長からなされた改善命令に従わなかった場合、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがある。
- D. 立入検査の対象は、廃棄物の処理状況や施設の維持管理状況等を把握するために必要な帳簿書類その他の物件である。
- E. 条例に違反する行為に対して、許可の取消し及び事業の停止命令を設けている区がある。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問3 2】(分野3) 以下のA～Eは、廃掃法の罰則に関する記述である。A～Eの記述のうち、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金の併科の対象となりうる違反行為に該当するものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 法第7条の2第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- B. 不正の手段により事業の範囲を変更する許可を受けたとき(法第7条の2第1項)
- C. みだりに廃棄物を捨てたとき(法第16条)及びその未遂
- D. 違法に廃棄物を焼却したとき(法第16条の2)
- E. 事業停止命令等に違反したとき(法第7条の3)

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問 3 3】（分野 3）以下の A～E の記述のうち、廃掃法第 7 条に規定される一般廃棄物処理業に関する記述として正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 市町村長は、一般廃棄物の処分業の許可に際し、申請者が、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものであることが認められなければ、その許可をしてはならない。
- B. 市町村長は、一般廃棄物の処分業の許可に際し、申請者が第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないことが認められなければ、その許可をしてはならない。
- C. 一般廃棄物処分業者は一般廃棄物の処分について、東京都が地方自治法第 228 条第 1 項の規定により条例で定める処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。
- D. 一般廃棄物処分業者がその許可を更新したときは、その許可の有効期限は、従前の許可の有効期限の満了の日の翌日から起算するものとする。
- E. 一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準に従い、一般廃棄物の処分を行わなければならない。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 3 4】（分野 3）以下の A～E の記述のうち、一般廃棄物処分業の許可及び許可の変更や取消しに該当する記述として誤っているものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 一般廃棄物処分業者はその一般廃棄物の処分の事業の一部を廃止するときは、市町村長の許可を受けなければならない。
- B. 市町村長は一般廃棄物処分事業者が他人に廃掃法もしくは廃掃法に基づく処分に違反する行為を要求したときは、その許可を取り消さなければならない。
- C. 不正な手段により廃掃法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の許可又は第 7 条の 2 第 1 項の変更の許可を受けた場合、市町村長は事業停止を命じることができる。
- D. 一般廃棄物処分業者が事業の用に供する施設又はその者の能力が廃掃法第 7 条第 5 項第 3 号又は第 10 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなったとき、市町村長は許可を取り消すことができる。
- E. 市町村長は一般廃棄物処分業者が廃掃法第 7 条の 4 第 2 号又は第 3 号に該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 3 5】（分野 3）廃掃法に規定する一般廃棄物処理施設の再生利用及び広域的処理に係る特例に関する A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、廃掃法第 9 条の 8 第 1 項各号のいずれにも適合していることについて環境大臣の認定を受けることができる。
- B. 環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行うために環境大臣から廃掃法第 9 条の 9 第 1 項の認定を受けようとする者は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、広域的な処理を行うための施設等について記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない
- C. 一般廃棄物の再生利用について環境大臣の認定を受けた者は、当該認定に係る一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。
- D. 環境大臣は、廃掃法第 9 条の 8 第 1 項の認定に係る一般廃棄物の再生利用が同項各号のいずれかに適合しなくなったときは当該認定を取り消すことができる。
- E. 一般廃棄物の再生利用について環境大臣の認定を受けた者は、再生利用の用に供する施設の変更をしようとするときは、その変更が環境省令で定める軽微な変更である場合を含めて、環境大臣の認定を受けなければならない。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 3 6】（分野 3）東京二十三区清掃協議会一般廃棄物処理業許可取扱要綱中の許可申請等について下記の A～E の記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 一般廃棄物処理業の許可は 1 月と 12 月を除く各月の 1 日に行うものとする。
- B. 一般廃棄物処理業の新規の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする日の前日の 1 月前までに許可申請をしなければならない。
- C. 一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は許可の期間が満了する日の 1 か月前までに許可申請をしなければならない。
- D. 特別区の規則に規定する一般廃棄物処分業許可証の記載事項の変更に係る承認をしたときは、当該変更承認の申請者に対し、許可証を交付する。
- E. 一般廃棄物処理業について特別区より許可証を交付され、特別区の規則に規定する変更の許可申請を行う際、許可証の再交付前に変更前の許可証を返納しなければならない。

- 1. 1 つ
- 2. 2 つ
- 3. 3 つ
- 4. 4 つ
- 5. 5 つ

【問 3 7】（分野 3）廃掃法に規定されている法人に対する罰則についての記述となるように以下の文章の に入る語句を解答欄に記入しなさい。

罰則が （ア）の懲役若しくは （イ）の罰金又はこの併科の対象となるのは以下の違反行為である。

- ・ みだりに廃棄物を捨てる又は違法に廃棄物を焼却する目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき
- ・ （ウ）命令に違反したとき（法第 19 条の 3）
- ・ 他人に一般廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を委託したとき（法第 7 条第 14 項）

【問 3 8】（分野 3）廃掃法第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可に関する記述となるよう、 に入る語句を解答欄に記入しなさい。

- ・ 申請者が、廃掃法第 7 条第 5 項第 4 号に規定する （ア）に該当しないこと。
- ・ 一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する （イ）の許可を受けなければならない。
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が （ウ）で定める技術上の基準に適合していること。

【問 3 9】（分野 3）廃掃法第 7 条の 2 第 3 項の環境省令で定める一般廃棄物処理業に係る変更の届出に関する記述となるよう、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

・ 下記の事項若しくは人物を変更したときはその旨を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名又は名称

二 次に掲げる者

イ 法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する法定 (ア)

ロ (イ) 及び政令で定める使用人

ハ 法第 7 条第 5 項第 4 号ヌに規定する政令で定める使用人

三 事務所及び事業場の所在地（住所を除く）

四 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は (ウ)

【問 4 0】（分野 3）廃掃法施行令第 4 条の 7 に規定されている「政令で定める使用人」についての 2 つの記述となるように に入る語句を解答欄に記入しなさい。

- ・ 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる (ア) 又は従たる (ア)）の代表者
- ・ 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは (イ) の業に係る (ウ) を締結する権限を有する者を置くものの代表者

【問４１】（分野４）循環型社会形成推進基本法に関する記述について、下記Ａ～Ｅの記述のうち正しいものはいくつあるか、選択技１～５の中から選びなさい。

- A. 原材料にあつては効率的に利用されること、製品にあつてはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない。
- B. 循環資源については、その処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることにかんがみ、できる限り循環的な利用が行われなければならない。
- C. 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない。
- D. 原材料、製品等については、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用又は処分に伴う環境への負荷ができる限り低減される必要がある。
- E. 循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することを「再使用」という。

- 1. １つ
- 2. ２つ
- 3. ３つ
- 4. ４つ
- 5. ５つ

【問４２】（分野４）特定家庭用機器再商品化法に関する記述について、下記Ａ～Ｅの記述のうち正しいものはいくつあるか、選択技１～５の中から選びなさい。

- A. 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしようとして主務大臣の認定を受けた製造業者等の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を業として実施する者は、廃掃法の規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。
- B. 廃掃法の規定による許可を受けた者が行う処分であつて特定家庭用機器一般廃棄物に係るものについては、廃掃法の処分手数料に関する規定が適用される。
- C. この法律において機械器具が廃棄物となったものについて「再商品化等」とは、再商品化及び再使用をいう。
- D. 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしようとして主務大臣の認定を受けた製造業者等の委託を受けて特定家庭用機器一般廃棄物の再商品化等に必要な行為を業として実施する者には、廃掃法の規定による一般廃棄物の処理基準は適用されない。
- E. 特定家庭用機器を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）は「製造等」に該当しない。

- 1. １つ
- 2. ２つ
- 3. ３つ
- 4. ４つ
- 5. ５つ

【問43】（分野4）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条に定義する再生利用について、下記A～Eの記述のうち誤っているものはいくつあるか、選択技1～5の中から選びなさい。

- A. 他人に委託して食品循環資源を熱を得ることに利用すること。
- B. 自ら食品循環資源を油脂の原材料として利用すること。
- C. 他人に委託して食品循環資源をメタンの原材料として利用すること。
- D. 食品循環資源をエタノールの原材料として利用するために、譲渡すること。
- E. 他人に委託して食品循環資源を炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤の原材料として利用すること。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問44】（分野4）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律についての下記A～Eの記述のうち、誤っているものはいくつあるか、選択技1～5の中から選びなさい。

- A. 登録再生利用事業者でない者は、登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
- B. 「食品廃棄物等」とは、食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの、及び食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものをいう。
- C. 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、都道府県知事に届け出なければならない。
- D. 登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
- E. 特定肥飼料等の製造を業として行う者が、その事業場について受ける登録は2年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

【問４５】（分野４）都民の健康と安全を確保する環境に関する条例についての下記Ａ～Ｅの記述のうち、誤っているものはいくつあるか、選択枝１～５の中から選びなさい。

- A. 「環境への負荷」とは、事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- B. 都民は、日常生活その他の活動において環境への負荷を低減し、及び公害の発生を防ぐよう努めるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
- C. 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
- D. 自動車等を使用し、又は利用する者は、排出ガスの発生量が相当程度大きいものとして知事が指定する自動車を使用し又は利用してはならない。
- E. 粒子状物質減少装置を装着した特定自動車の運行責任者は、当該特定自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、粒子状物質減少装置の交換をし、及び必要な整備をしなければならない。

- 1. １つ
- 2. ２つ
- 3. ３つ
- 4. ４つ
- 5. ５つ

【問４６】（分野４）使用済自動車の再資源化等に関する法律についての下記Ａ～Ｅの記述のうち、誤っているものはいくつあるか、選択枝１～５の中から選びなさい。

- A. この法律において「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。
- B. この法律において「特定再資源化物品」とは、自動車破砕残さ及び指定回収物品をいう。
- C. この法律において「特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいう。
- D. 解体業者は、廃掃法の規定による許可を受けないで、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為の収集若しくは運搬又は処分を業として実施することができる。
- E. 自動車製造業者等は、自動車の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が再資源化されることを促進するよう努めなければならない。

- 1. １つ
- 2. ２つ
- 3. ３つ
- 4. ４つ
- 5. ５つ

【問４７】（分野４）循環型社会形成推進基本法第１２条に規定されている国民の責務に関する条文になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく（ア）使用すること、（イ）を使用すること、（ウ）が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が（エ）等となることを抑制し、製品等が（ウ）となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。

（以下略）

【問４８】（分野４）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第４条の条文になるように、に入る語句を解答欄に記入しなさい。

（ア）及び（イ）は、食品の購入又は調理の方法の改善により（ウ）等の発生の（エ）に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた（オ）の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

【問49】(分野4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第1条の条文になるように、に入る語句を、解答欄に記入しなさい。

この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその (ア) 収集及びこれにより得られた (ア) 基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、 (イ) の (ウ) 及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

【問50】(分野4) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第2条第3項に規定されている定義に関する条文になるように、に入る語句を、解答欄に記入しなさい。

この法律において「再資源化」とは、使用済小型電子機器等の全部又は一部を (ア) 又は (イ) その他 (ウ) の一部として利用することができる状態にすることをいう。

平成28年度 特別区一般廃棄物処理業能力認定試験 解答一覧 (処 分 業)

[illegible]